

議案第 89 号

空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、管理不全空家等について定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

空家等の適切な管理に関する条例(平成30年勝山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (新設) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) (新設)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) <u>(2) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(管理不全空家等の認定)</u> <u>第8条の2 市長は、空家等が管理不全空家等であると疑われるときは、法第9条第1項及び第2項の規定による立入調査等を行い、当該空家等が現に管理不全空家等であると認めるときは、管理不全空</u>

家等として認定するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。